

中央新幹線建設に伴う豊丘村内における 道路改良工事及び工事用車両通行等に関する確認書

豊丘村（以下「甲」という。）と東海旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、乙が実施する中央新幹線伊那山地トンネル新設（坂島工区）、（戸中・壬生沢工区）のうち戸中非常口からの掘削に関する工事、豊丘変電所用地造成工事及び中央新幹線阿島北高架橋ほか新設（以下「本体工事」という。）に伴う道路改良工事（以下「道路工事」という。）、及び本体工事に伴う乙の工事用車両等の通行に係る事項に関して次のとおり確認する。

（目的）

第1条 乙の本体工事及び本体工事を契機として施行する道路工事に伴う工事用車両等の通行による影響を低減するため、道路工事及び工事用車両等の通行に関する確認を行うものとする。

（通行ルート等）

- 第2条 乙の工事用車両の通行ルートは、別紙1－1～7のとおりとする。道路工事の位置及び区間は、別紙2のとおりとし、詳細は別途甲乙及び道路管理者と協議し定めるものとする。
- 2 前項に定める通行ルートを変更する場合は、甲乙及び道路管理者と協議するとともに、乙は事前に関係自治会住民への周知を図るものとする。
 - 3 乙は、村道中央横断線及び林道大島蛇川線の道路工事本格化に際し、村道小枝線を一般車両の迂回ルートとして使用出来るよう一部区間において簡易舗装等を実施するものとする。
 - 4 乙は、道路工事完了後、乙の工事用車両通行による渋滞等の道路交通への支障が生じた場合は、甲及び道路管理者と協議のうえ、速やかに対応するものとする。
 - 5 村道佐原線において、村道中央線との交差部より西側については、甲の佐原線道路改良工事完了後に乙の工事用車両が通行できるものとする。なお、乙の工事用車両が通行する場合は、乙は事前に甲及び関係自治会住民への周知を図るものとする。

（安全対策）

- 第3条 乙は、一般車両及び歩行者の安全が確保できるよう、必要な安全対策を施すものとする。
- 2 乙は、一般車両の通行を優先し、一般車両に不便をかけないよう努めるものとする。
 - 3 乙は、交通事故の防止及び通行人や一般車両の安全で円滑な交通の確保に努めるものとする。
 - 4 乙は、やむを得ない場合を除き、通行ルートにおける道路の全面通行止めを行わないよう努めるものとする。やむを得ず全面通行止めを必要とする場合は、範囲及び期間を最小限度とし、起終点及び必要箇所看板を設置し、回覧などにより住民に周知徹底を図るとともに、緊急車両等の通行に関しては十分配慮するものとする。
 - 5 乙は、工事用車両の通行に伴い必要と思われる箇所にはカーブミラーを設置する。なお、設置箇所については、甲乙及び道路管理者と協議するものとする。
 - 6 冬季期間中の除雪作業について、別紙1－1～3のポイント①より発生土置き場（本山）までは、休工日以外は乙が実施することを基本とする。その他箇所のうち村道については甲が実施するものとし、県道については道路管理者と協議するものとする。
 - 7 乙は、工事用車両の通行に伴い、別紙3に示す、村道長沢線及び村道中央線には歩車道分離標ポールを設置するものとする。ただし、冬季期間の除雪作業等で支障することが考えられる箇所については、設置する歩車道分離標ポールについて、乙は冬季期間中一時撤去するものとする。なお、一時撤去の期間については、別途甲乙協議して定めるものとする。
 - 8 乙は、きのこ山の入山規制期間中については、村道中央横断線、林道大島蛇川線及び村道小枝線の道路工事を行わないものとする。なお、入山規制期間については甲より乙へ通知するものとする。

(車両通行時間)

第4条 工事用車両の通行時間について、資機材の運搬は午前7時から午後7時まで、発生土の運搬は午前8時から午後6時まで（坂島非常口から発生土置き場（本山）の間は終日）を基本とし、通学時間帯において、乙は、工事用車両を可能な限り通行させないよう努めるものとする。また、必要により、豊丘南小学校、豊丘北小学校、豊丘中学校及び村教育委員会と工事用車両通行時間について協議するものとする。

- 2 工事用車両は日曜日、その他長期休暇期間（年末年始等で事前に告知する日）は通行しないことを基本とする。日曜日及びその他長期休暇期間において工事用車両が通行する場合、乙は事前に甲に連絡し、関係自治会住民への周知を図るものとする。
- 3 村の行事等により村内の道路に通行支障等を生じることが予想される場合は、甲乙協議し、乙は工事用車両の通行について配慮するものとする。

(通行ルートの清掃及び損傷修繕復旧)

第5条 乙の工事に起因して道路上に土砂・粉じん等の汚れが発生した場合、乙の負担で路面清掃を行い、土砂・粉じん等の飛散防止に努めるものとする。

- 2 乙の工事に起因して道路施設を損壊等した場合は、道路管理者に報告のうえ、乙の負担で補修等を行うものとする。
- 3 落石及び倒木等に伴う路面の軽微な損傷等は、乙により補修できるものとする。
- 4 本体工事完了後、甲乙及び道路管理者で通行ルートの点検を行い、乙の工事用車両の通行に起因して損傷したと認められる場合は、乙が補修を行うものとする。

(工事影響の低減対策)

第6条 道路工事及び本体工事に伴う工事用車両の通行に伴う第三者からの苦情等については、原則として乙が速やかに対応するものとし、甲は、乙に協力するものとする。

- 2 工事用車両の通行に伴う、住民や関係者からの要望等については、甲乙で対応を検討し、対応が必要な場合は乙が行うものとする。
- 3 乙は、工事における住民や関係者の不安や影響を低減するため、甲が組織する「豊丘村リニア対策委員会」に出席し、工事状況等を説明するものとする。
- 4 甲及び乙は、通行ルート沿道の関係自治会と定期的な打合せの場を設け、工事状況等を説明するものとする。

(道路管理者との協議)

第7条 本確認書の実施にあたり、必要な道路管理者との協議は、乙が行うものとする。

(工事施工業者等への通知)

第8条 乙は、この確認書の内容を乙の工事施工業者等に通知し、遵守させるものとする。

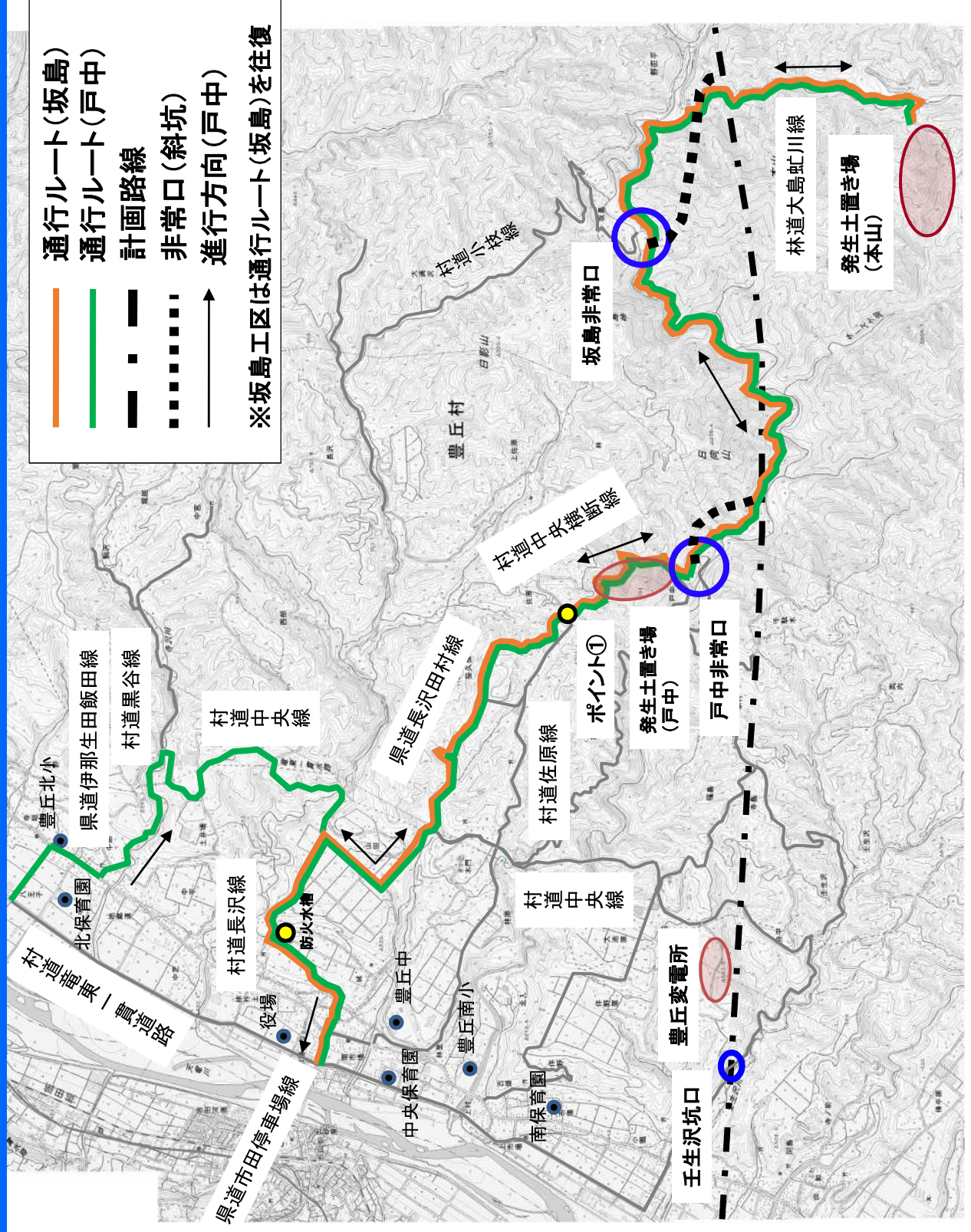
(その他)

第9条 甲及び乙は、豊丘村内において乙の本体工事及び道路工事以外の工事が開始される場合は、この確認書の内容について見直しを行うものとする。

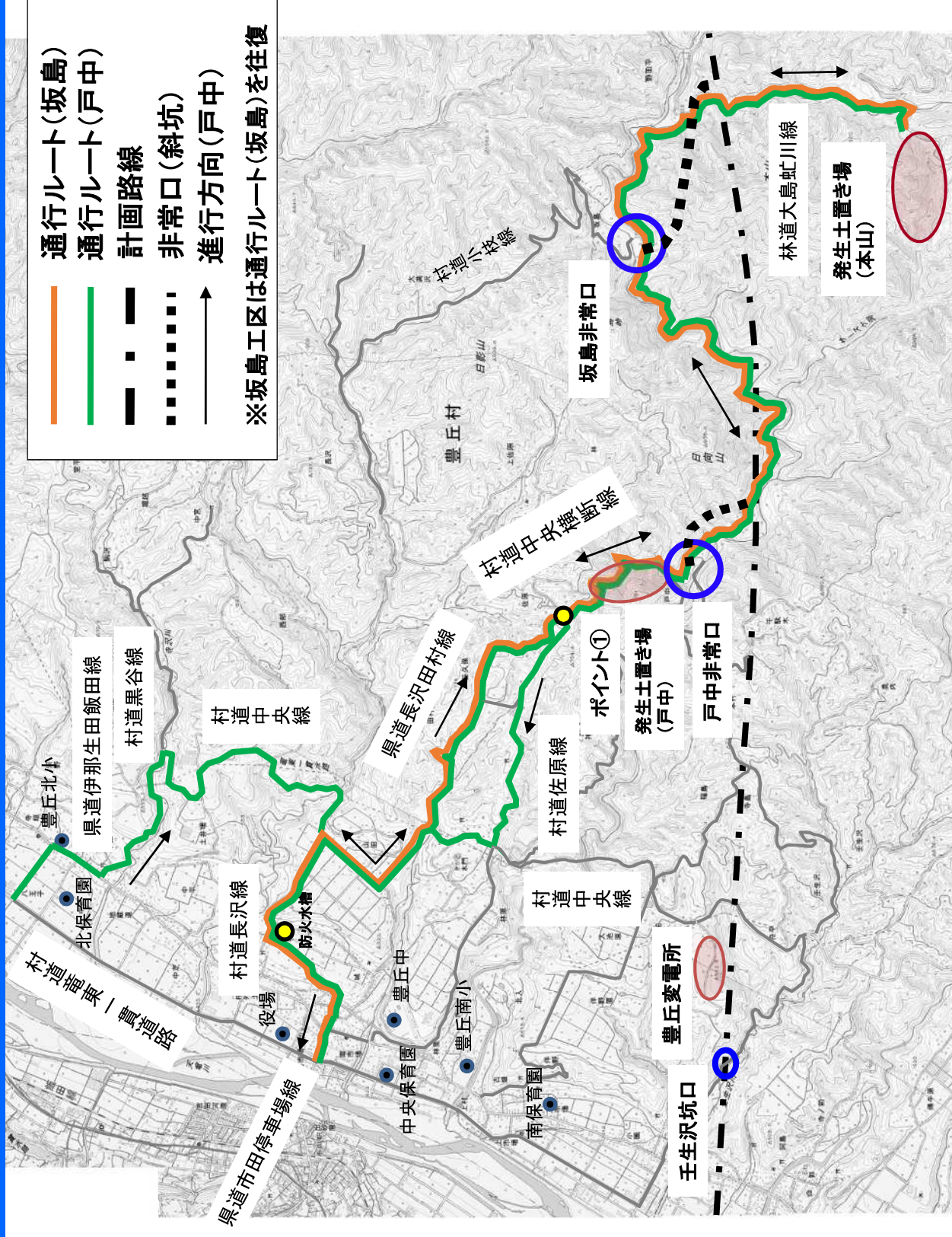
- 2 この確認書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲乙協議して処理するものとする。

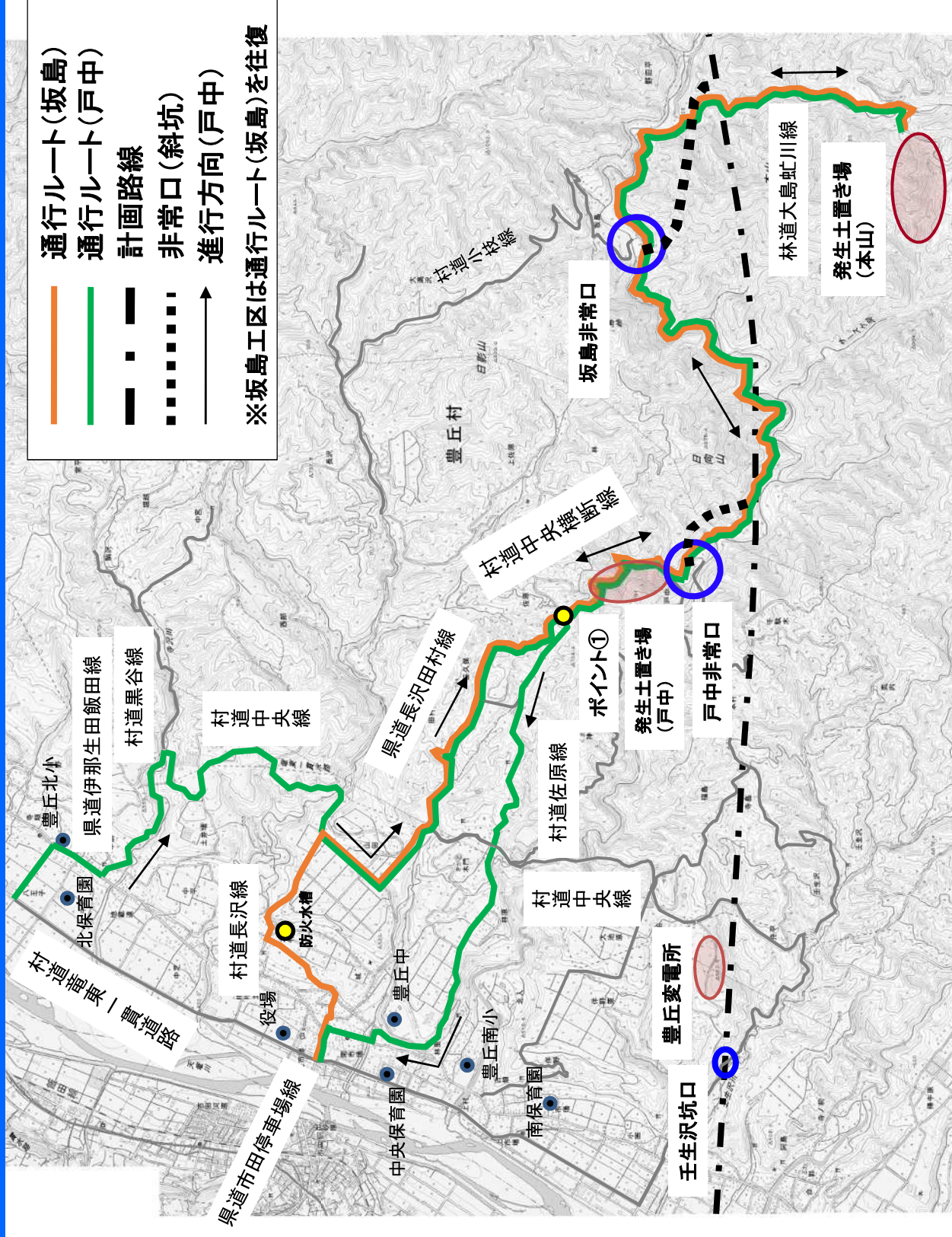
以上、確認書の証として、本書を2通作成し、甲乙おのおの記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

工事用車両通行ルート位置図(村道佐原線の道路改良工事中)

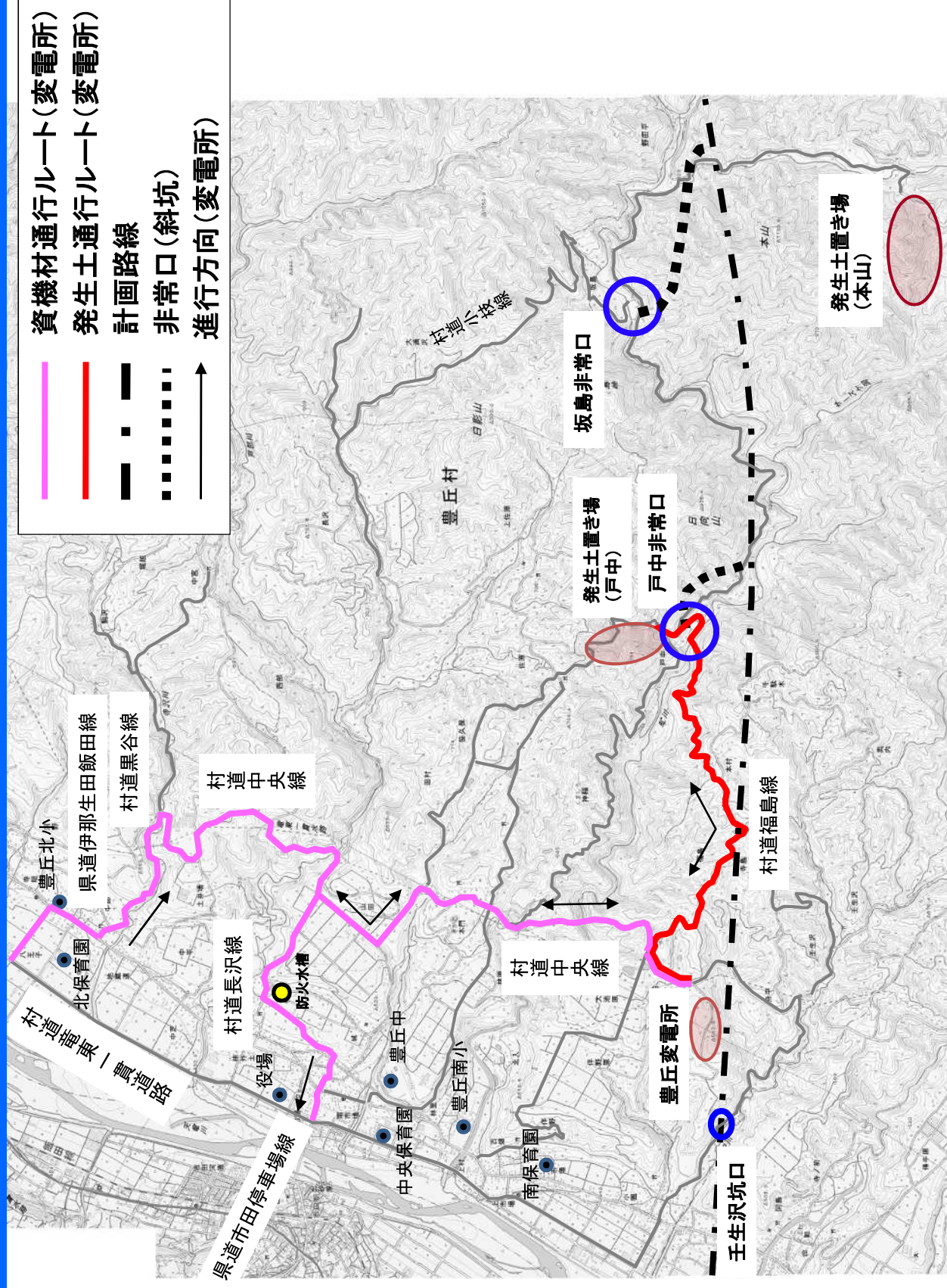


工事用車両通行ルート位置図(村道佐原線の道路改良工事完了後)

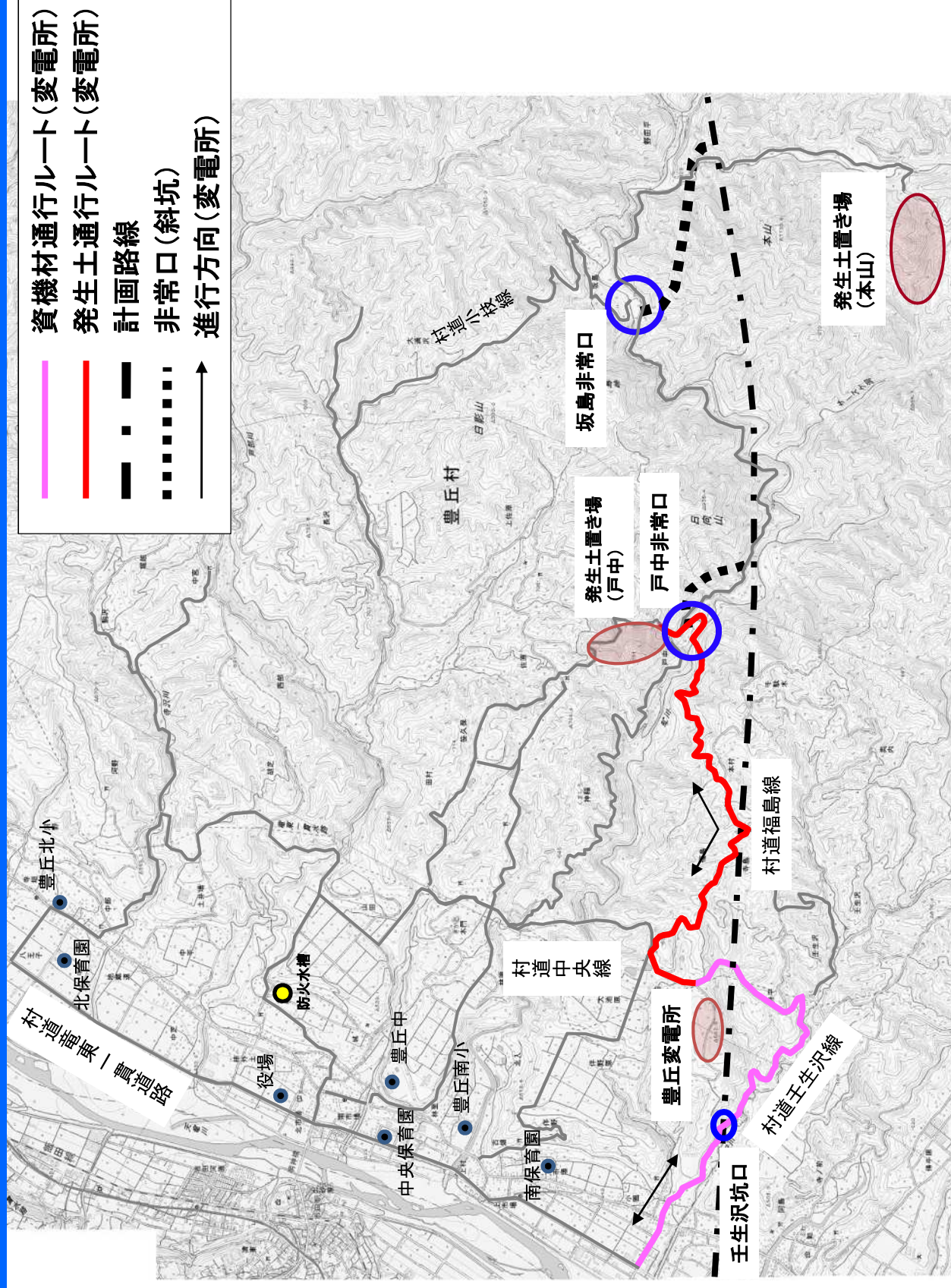




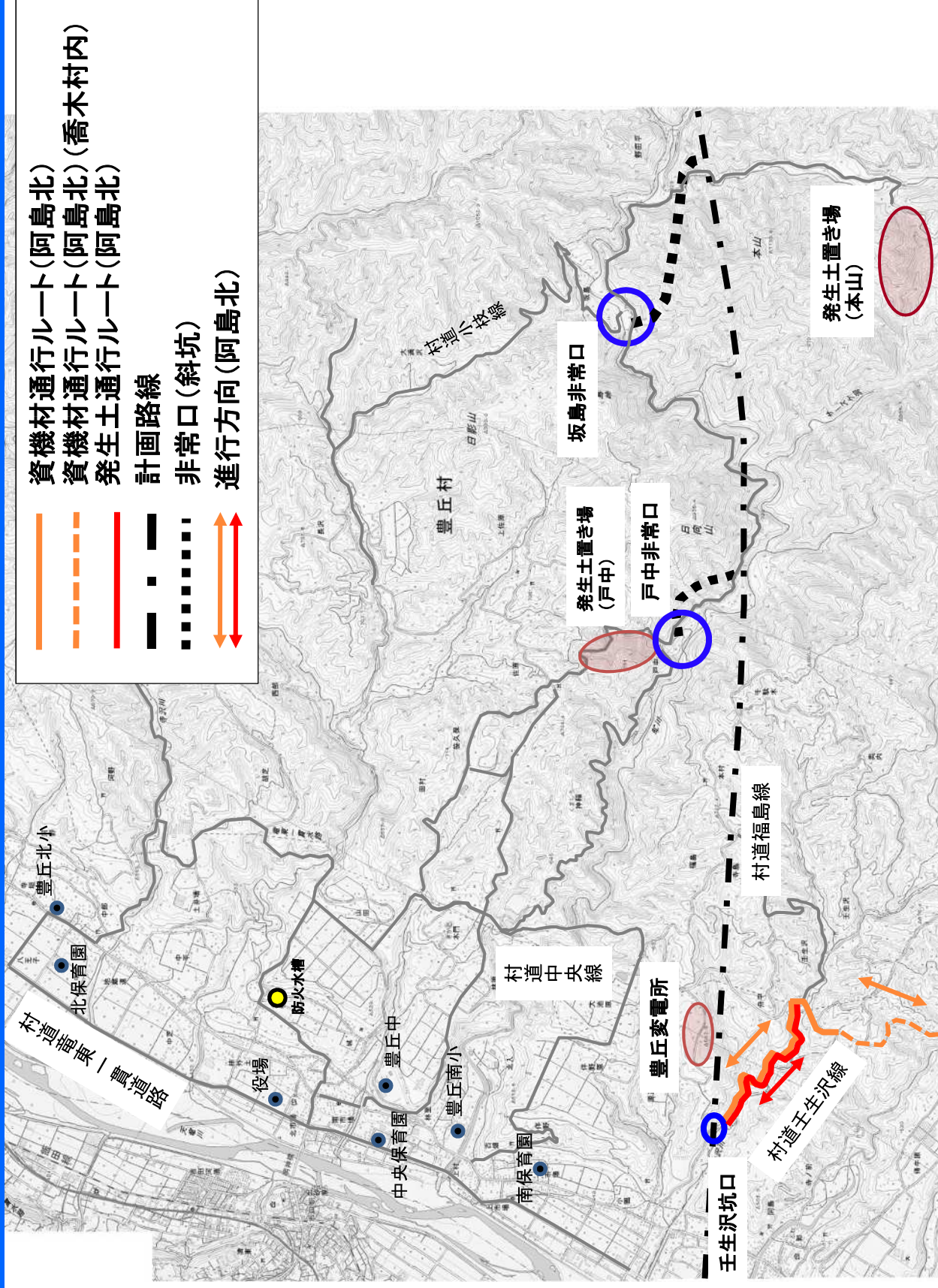
工事用車両通行ルート位置図(村道壬生沢線の道路改良工事中)



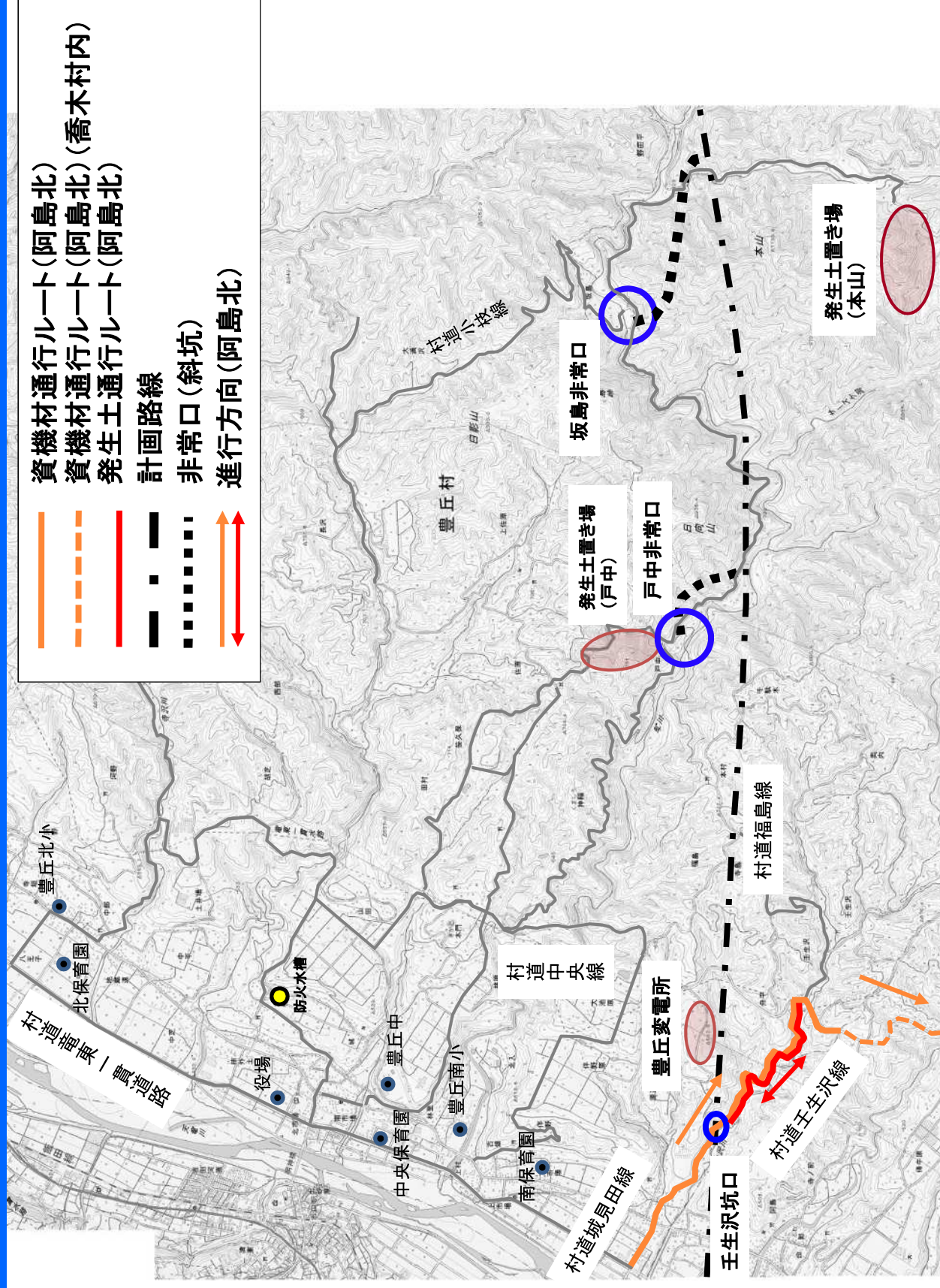
工事用車両通行ルート位置図(村道壬生沢線の必要な道路改良工事後)



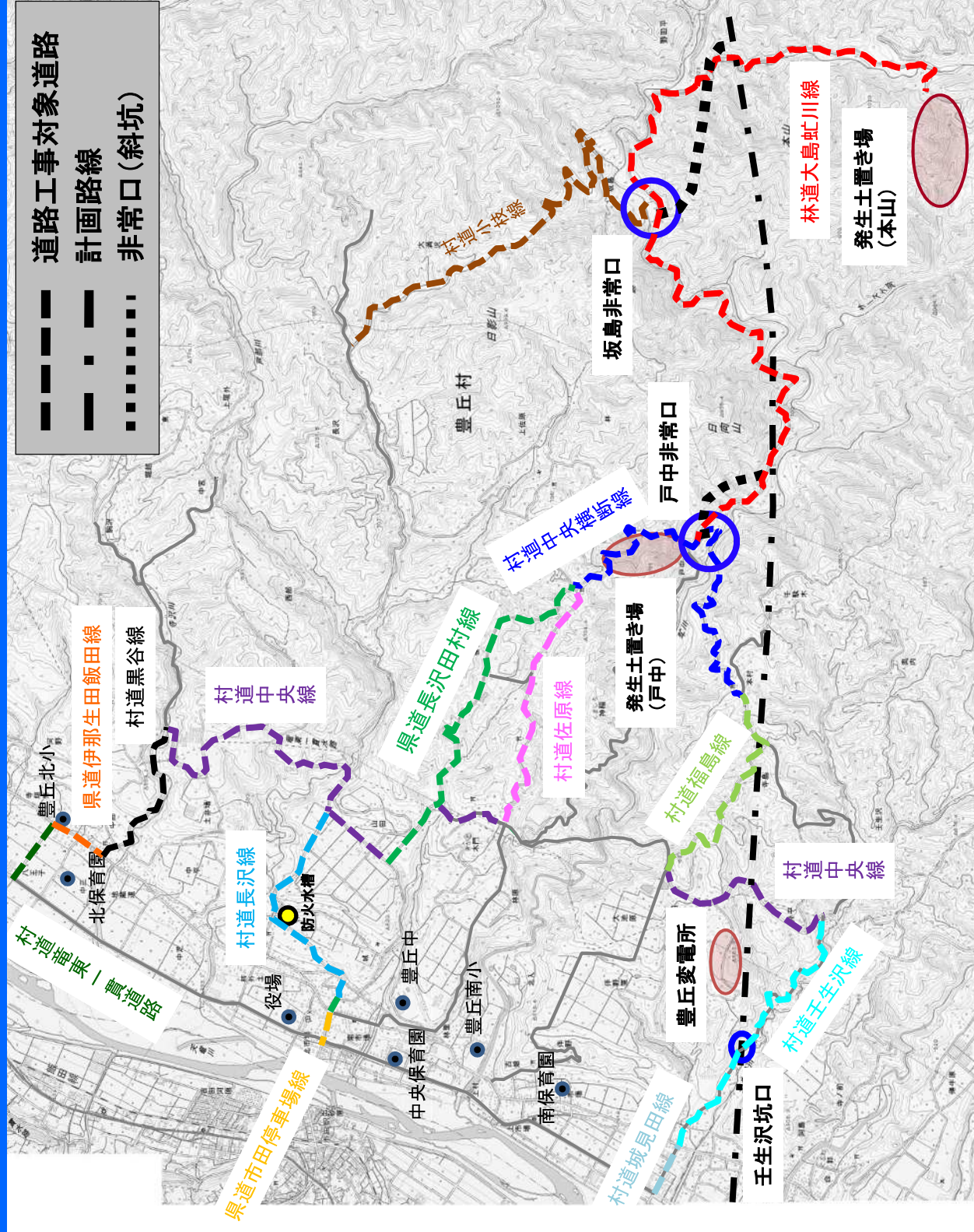
第5回変更 工事用車両通行ルート位置図(村道城見田線・村道壬生沢線の道路改良工事中)



第5回変更 工事用車両通行ル一ト位置図(村道城見田線・村道壬生沢線の必要な道路改良工事後)



第5回變更道路工事位置圖



道路工事詳細平面図(村道長沢線・中央線)

